

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年5月14日
【発行者名】	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ロバート・モレース
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【事務連絡者氏名】	芳野 隆之
【電話番号】	03-6377-2929
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	九州特化型日本株式ファンド
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	継続申込期間（平成25年11月15日から平成26年11月14日まで） 500億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

**【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

半期報告書の提出に伴い、平成25年11月14日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に更新するため、また、原届出書の一部に訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

**【訂正の内容】**

下線部\_\_\_\_は訂正部分を示します。

**第一部【証券情報】****（5）【申込手数料】****<訂正前>**

申込手数料率は、2.1%（税抜2.0%）を上限に販売会社が定めるものとします。

ただし、自動けいぞく投資契約（販売会社によって、同様の権利義務関係を規定する契約で名称の異なる場合があります。以下同じ。）に基づき収益分配金を再投資する場合、及び他の投資信託が当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

当該申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額が含まれています。なお、消費税率が8%となった場合は、2.16%となります。

（以下略）

**<訂正後>**

申込手数料率は、2.16%（税抜2.0%）を上限に販売会社が定めるものとします。

ただし、自動けいぞく投資契約（販売会社によって、同様の権利義務関係を規定する契約で名称の異なる場合があります。以下同じ。）に基づき収益分配金を再投資する場合、及び他の投資信託が当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

当該申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（以下略）

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

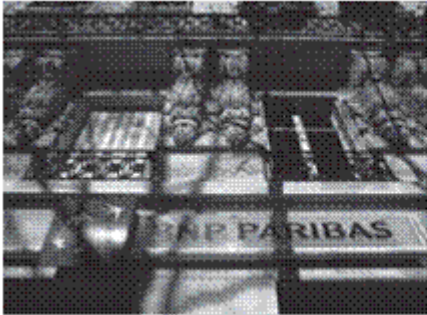
##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの特色

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 ファンドの特色 BNPパリバグループについて」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

##### <訂正・更新後>

###### BNPパリバグループについて



●BNPパリバは、フランスの大手金融グループです。世界80以上の国と地域で金融サービスを提供しており、平成25年12月末現在の総資産は、1兆8,001億ユーロ(約260兆5,105億円\*)です。

●BNPパリバ インベストメント・パートナーズは、BNPパリバグループの資産運用部門として、世界の金融機関や個人投資家向けに様々な資産運用サービスを提供しています。平成25年12月末現在の総運用資産残高は4,790億ユーロ(約69兆3,209億円\*)です。

●BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社は、BNPパリバグループの日本における資産運用拠点として平成10年に設立されました。

\* 平成25年12月末現在の対円為替レートで換算

##### (3)【ファンドの仕組み】

##### <訂正前>

(略)

c. 委託会社等の概況(平成25年9月末現在)

(以下略)

##### <訂正後>

(略)

c. 委託会社等の概況(平成26年3月末現在)

(以下略)

### 2【投資方針】

#### (3)【運用体制】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (3) 運用体制」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

##### <訂正・更新後>

九州銘柄及び九州関連銘柄の中から、運用部門が当ファンドのために開発された独自の定量モデルを用いてスクリーニングを行い、一定の基準でポートフォリオを構築します。また、定期的にリバランスを行います。

ファンドマネジャーは、銘柄をチェックすると共に、定量モデルに基づき投資方針に沿ったポートフォリオを構築・維持します。そのため、日々ファンドの管理とモニターを行います。

トレーダーは専任の担当者が配置され、ファンドマネジャーからの売買指示を受けて売買の執行を行います。

##### 委託会社の運用体制

- ・運用部門及びトレーディング部門(8名)

運用部門では、運用計画の立案、売買の執行、市場動向・ポートフォリオ・運用ガイドライン等のモニタリングを行います。トレーディング部門では、運用部門からの指示に基づき、発注業務を行います。

- ・パフォーマンス評価及び投資運用委員会(9名)

原則として月1回及び随時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。

・内部管理委員会（8名）

原則として月1回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。

・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（6名）

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備及び運用状況についての報告書を受け取っております。

運用体制等は平成26年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

BNPパリバグループの概要（平成26年3月末現在）

**BNPパリバグループ**  
BNPパリバグループは欧州を本拠とする世界有数の金融グループです。世界75ヶ国におよそ18万人の従業員を擁します。コーポレートバンキング・投資銀行業務、資産運用業務、ならびにリテール銀行業務という3つの主要分野を核に事業展開し、それぞれ業界のキープレーヤーとしての地位を占めています。ヨーロッパではフランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクがリテール銀行業務の母国市場と位置づけられます。地中海沿岸諸国やトルコ、東欧においても総合的なリテール業務を展開するとともに、米国西海岸においても強大な拠点網を有します。欧州で主導的地位を確立しているコーポレートバンキング・投資銀行業務ならびに資産運用業務は、北南米及びアジアにおいても着実に拡大を続けています。

日本国内においても約700名のスペシャリストが、証券・投資銀行業務、法人向け銀行業務、資産運用業務、生命保険・損害保険業務等、各法人において多岐にわたる業務を展開しています。

**BNPパリバ インベストメント・パートナーズ**  
BNPパリバ インベストメント・パートナーズはBNPパリバグループの資産運用部門として、世界の金融機関や個人投資家向けに様々な資産運用サービスを提供しています。700人を超える各資産クラス向けのサービスと商品に精通した運用担当者が、世界中の60の運用拠点によるネットワークを用いて、お客様とのパートナーシップを第一のコンセプトとした専門性の高いサービスを展開しています。

### 3【投資リスク】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

#### <訂正・更新後>

当ファンドはリスク商品であり、投資元本は保証されていません。したがって換金時に投資元本を下回ることがあります。また、収益や投資利回り等は未確定の商品です。

#### a. ファンドのリスク特性

当ファンドは、株式など値動きのある有価証券を高位に組入れますので、組入れた株式等の値動きにより、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

(1) 受益者は、当ファンドの基準価額が、市場における価格変動によって、上昇したり下落したりすること、また権利行使に制限があることに注意を要する必要があります。

以下は、リスクとその要因及び権利行使の制限に関する説明です。

#### 価格変動リスク

当ファンドが組入れる株式は、国内外の政治・経済情勢、金利動向、株式発行会社の業績・信用、市場の需給バランス等の影響を受け、日々価格が変動します。当ファンドの基準価額は、その株式市場の変動の影響を受けるため、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

また、当ファンドは派生商品に投資する可能性があります。派生商品はリスクの高い投資対象です。当ファンドが投資する先物指数の価格は短期間で大きく変動するため、当ファンドの基準価額に影響を及ぼし、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

#### 信用リスク

投資した企業の経営などに重大な危機が生じた場合、株式などの価値は下落し、投資した資金が回収できなくなることがあります。その結果、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

#### 特定の地域への集中投資によるリスク

当ファンドは、九州地域の経済における主要企業の株式を高位に組入れることから、日本全般の株式市場の動向を必ずしも反映しないことがあり、この結果、東証株価指数や日経平均株価など、日本の株式市場を代表する株価指数の動向とは異なる値動きとなることがあります。

#### 流動性リスク

市場規模や取引される株式数が少ない（流動性が低い）銘柄に集中的に投資を行った場合、相対的に大きな価格変動を示す要因となり、当ファンドの基準価額は大幅に上下する可能性があります。

#### 権利行使の制限（解約制限）

大口解約の受付時間に制限があります。詳しくは後述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の項目をご覧ください。また、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受け付けを中止することまたは既に受け付けた換金の受け付けを取消すことがあります。

#### (2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

#### (3) FATCA リスクファクター

**外国口座税務コンプライアンス法による源泉徴収が投資信託からの支払いに影響を与える可能性があります。**

米国の外国口座税務コンプライアンス法（「FATCA」）により、FATCAの要求する情報を提供しない特定の投資家に対する支払いに対して、源泉徴収税が課される可能性があります。そのような源泉徴収に係る金額が、当投資信託に係る支払いから源泉徴収される場合、投資信託委託会社又はその他の者が、追加での支払いを求められることはありません。投資しようとしている方は、「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い <FATCAの開示> 外国口座税務コンプライアンス法」の部分をご参照ください。

**外国口座税務コンプライアンス法による報告により、投資家の当投資信託の保有について開示しなければならない場合があります。**

日米間の合意により、当投資信託の保有者の情報を集めて、アメリカの内国歳入庁（「IRS」）へ開示する必要がある場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守するよう求められることとなります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

#### (4) 投資信託に関する一般的なリスク

法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。

短期間に相当金額の換金申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

#### (5) 以下の記載事項は、一般的な投資信託についての留意事項です。

- ・投資信託は預金ではありません。
- ・投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

- ・投資信託は元本及び利息を保証する商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口となります。）
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
- ・証券会社（第一種金融商品取引業者）を通して購入されていない投資信託は、日本投資者保護基金の補償対象とはなりません。

#### b. リスクの管理体制

当ファンドでは、運用部門において、独自に開発した定量モデルによりポートフォリオを管理します。運用にあたっては、九州銘柄及び九州関連銘柄を高位に組入れる方針ですが、リスク管理の観点から、業種分散を図るとともに、銘柄分散に努めます。個別銘柄の投資にあたっては市場における流動性を考慮するとともに、売買執行への影響が小さくなるよう組入比率の調整等を行っていきます。運用部門におけるリスク管理に加えて、インベストメント・リスク管理部が、ポートフォリオの市場リスク、信用リスクなどのインベストメント・リスクを管理します。インベストメント・リスク管理部は、運用部門からは完全に独立した組織として、グループ内において、コンプライアンス・パーマnentコントロール及びリスク統括部門に属しております。インベストメント・リスク管理部は、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カウンターパーティーリスク、モデルリスクなどのインベストメント・リスクの管理と、インベストメント・コンプライアンスに関する業務をカバーしています。業務部門は日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施します。また、法務・コンプライアンス部門においては法令・諸規則、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施します。更に、パフォーマンス評価及び投資運用委員会、内部管理委員会により定期的にチェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

#### パフォーマンス評価及び投資運用委員会

構成メンバー	CEO、運用各部門の代表者、業務部門の代表者、インベストメント・リスク管理部門の代表者、マーケティング部門の各代表者、監査役
所管業務	運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの検証
権限／責任範囲	運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告

#### 内部管理委員会

構成メンバー	法務・コンプライアンス部門の代表者、CEO、COO、インベストメント・リスク管理部門の代表者、運用部門の代表者、業務部門の代表者、内部監査部門の代表者、監査役
所管業務	業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実行・改善
権限／責任範囲	上記所管業務に関する問題点の討議及び所管部門に対する調整

上記の内容は平成26年3月末現在であり、委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

#### <訂正前>

申込手数料率は、2.1%（税抜 2.0%）を上限に販売会社が定めるものとします。

ただし、収益分配金を再投資する場合及び他の投資信託が当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

当該申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています。なお、消費税率が8%となった場合は、2.16%となります。

#### <訂正後>

申込手数料率は、2.16%（税抜 2.0%）を上限に販売会社が定めるものとします。

ただし、収益分配金を再投資する場合及び他の投資信託が当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

当該申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

### (3) 【信託報酬等】

#### <訂正前>

信託報酬の総額は、約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年率1.134%-(税抜 1.080%)を乗じて得た額とします。その配分は以下の通りです。

消費税率が8%となった場合は、1.1664%となります。また、下記の配分も相応分上がります。

信託報酬の総額	支払先	配分
年率 <u>1.134%</u> ( <u>税抜 1.080%</u> )	委託会社	年率 <u>0.525%</u> ( <u>税抜 0.50%</u> )
	販売会社	年率 <u>0.525%</u> ( <u>税抜 0.50%</u> )
	受託会社	年率 <u>0.084%</u> ( <u>税抜 0.08%</u> )

(以下略)

#### <訂正後>

信託報酬の総額は、約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年率1.1664%-(税抜 1.080%)を乗じて得た額とします。その配分は以下の通りです。

信託報酬の総額	支払先	配分
年率 <u>1.1664%</u> ( <u>税抜 1.080%</u> )	委託会社	年率 <u>0.54%</u> ( <u>税抜 0.50%</u> )
	販売会社	年率 <u>0.54%</u> ( <u>税抜 0.50%</u> )
	受託会社	年率 <u>0.0864%</u> ( <u>税抜 0.08%</u> )

(以下略)

### (4) 【その他の手数料等】

#### 諸費用

#### <訂正前>

(略)

委託会社は諸費用の金額を合理的に見積り、信託財産の純資産総額に対して年率0.105%-(税抜 0.1%)を上限とする額をかかるとする諸費用の合計額とみなし、実際の費用の範囲内で、信託財産から受領することができます。かかる金額は、当ファンドの計算期間を通じて日々計上され、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から支弁し、委託会社に支払われます。

消費税率が8%となった場合は、0.108%となります。

(以下略)

#### <訂正後>

(略)

委託会社は諸費用の金額を合理的に見積り、信託財産の純資産総額に対して年率0.108%-(税抜 0.1%)を上限とする額をかかるとする諸費用の合計額とみなし、実際の費用の範囲内で、信託財産から受領することができます。かかる金額は、当ファンドの計算期間を通じて日々計上され、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から支弁し、委託会社に支払われます。

(以下略)

### (5) 【課税上の取扱い】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

#### <訂正・更新後>

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（平成26年3月末現在）。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

#### 個人の受益者に対する課税

##### 収益分配金について

収益分配金（普通分配金）に対する源泉徴収税率は、原則20%（所得税15%、地方税5%）となります。

ただし、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）	20%（所得税15%、地方税5%）

- \* 源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合には、上場株式等の譲渡損との通算を行うことができます。また、通算してもなお控除しきれない損失の金額は翌年以降3年間にわたり、確定申告により株式等に係る譲渡所得に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除することができます。なお、総合課税、申告分離課税の選択については、その選択により所得金額及び税額が不利になる可能性もありますので、詳細につきましては税務専門家に確認して頂くことをお勧め致します。
- \* 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

##### 一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、20%（所得税15%、地方税5%）の申告分離課税が適用されます。

ただし、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）	20%（所得税15%、地方税5%）

- \* 一部解約金及び償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額として取り扱われ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、上場株式等に係る配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金、配当金に限ります。）と損益通算を行うことができます。
- \* 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

#### 法人の受益者に対する課税

##### 収益分配金について

収益分配金（普通分配金）に対する源泉徴収税率は、原則15%（所得税）となります。

ただし、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
15.315%（所得税）	15%（所得税）

##### 一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額の個別元本超過額に対する源泉徴収税率は原則、15%（所得税）となります。

ただし、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
15.315%（所得税）	15%（所得税）

- \* 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。

##### < 個別元本について >



追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合などにより算出方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせください。

#### < 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託における収益分配金には、課税扱いになる「普通分配金」と非課税扱いになる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### < FATCAの開示 >

##### 外国口座税務コンプライアンス法

1986年アメリカ内国歳入法第1471条から第1474条（「FATCA」）は、新しい報告体制を課し、米国外の金融機関（「外国金融機関」又はFATCAに規定する「FFI」）が受け、又は行う、特定の支払いに対して30%の源泉徴収がされる場合があります。当投資信託はFFIに分類されます。

米国と日本の間には、FATCAに関して政府間合意（「IGA」）が発効しています。このIGAによって、当投資信託は、その受ける支払いからFATCAによる源泉徴収を受けないことが期待されます。さらに、当投資信託はその行う支払から、源泉徴収を行う必要がないことも期待されます。IGAのもとにおいても、米国内国歳入庁へ保有者の特定の情報を報告する必要がある場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守するよう求められることとなります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

IRSサーキュラー230の遵守を確保するため、以下の通り各納税者に通知します。(A)ここに記載された税金に関する説明は、各納税者に課される米国連邦所得税に関する罰則を回避する目的で書かれたものではなく、また、そのために利用することはできません。(B)このような税金の記載はここに記載された取引や事項を促進又は勧誘することを支援するために書かれています。(C)納税者は独立した税務アドバイザーから当該納税者の個別の状況に基づいたアドバイスを受けるべきです。

配当控除、益金不算入制度の適用が可能です。

少額投資非課税制度の適用が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

## 5【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

### < 訂正・更新後 >

#### (1) 【投資状況】（平成26年3月末現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	1,016,371,500	92.85
投資証券	日本	57,235,500	5.23

現金・預金・その他の資産(負債控除後)	21,040,826	1.92
合計(純資産総額)	1,094,647,826	100.00

\* 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】(平成26年3月末現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

(主要銘柄の明細)

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	株式	コスモス薬品	小売業	6,200	11,163.03	69,210,786	12,060.00	74,772,000	6.83
2	日本	株式	TOTO	ガラス・ 土石製品	50,000	1,185.01	59,250,500	1,431.00	71,550,000	6.54
3	日本	株式	安川電機	電気機器	50,000	1,205.97	60,298,500	1,427.00	71,350,000	6.52
4	日本	株式	ふくおかフィナンシャル グループ	銀行業	154,000	458.72	70,642,880	424.00	65,296,000	5.97
5	日本	株式	久光製薬	医薬品	12,500	5,412.74	67,659,250	4,665.00	58,312,500	5.33
6	日本	投資証券	福岡リート投資法人	-	345	152,457	52,597,954	165,900	57,235,500	5.23
7	日本	株式	西日本シティ銀行	銀行業	232,000	264.71	61,412,720	232.00	53,824,000	4.92
8	日本	株式	山九	陸運業	130,000	338.00	43,940,000	387.00	50,310,000	4.60
9	日本	株式	西日本鉄道	陸運業	123,000	386.73	47,567,790	390.00	47,970,000	4.38
10	日本	株式	肥後銀行	銀行業	85,000	579.40	49,249,000	550.00	46,750,000	4.27
11	日本	株式	コカ・コーラウエスト	食料品	25,200	2,082.83	52,487,316	1,801.00	45,385,200	4.15
12	日本	株式	鹿児島銀行	銀行業	69,000	664.70	45,864,300	655.00	45,195,000	4.13
13	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	6,700	4,179.07	27,999,769	6,325.00	42,377,500	3.87
14	日本	株式	九州電力	電気・ガ ス業	31,700	1,419.08	44,984,836	1,262.00	40,005,400	3.65
15	日本	株式	ダイハツ工業	輸送用機 器	19,400	2,037.94	39,536,036	1,823.00	35,366,200	3.23
16	日本	株式	NTTドコモ	情報・通 信業	20,800	1,553.40	32,310,720	1,628.00	33,862,400	3.09
17	日本	株式	西部瓦斯	電気・ガ ス業	129,000	241.89	31,203,810	261.00	33,669,000	3.08
18	日本	株式	ロイヤルホールディン グス	小売業	22,000	1,454.24	31,993,280	1,485.00	32,670,000	2.98
19	日本	株式	三菱重工業	機械	53,000	568.74	30,143,220	597.00	31,641,000	2.89
20	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機 器	5,300	6,396.28	33,900,284	5,826.00	30,877,800	2.82
21	日本	株式	新日鐵住金	鉄鋼	105,000	305.38	32,064,900	282.00	29,610,000	2.70
22	日本	株式	日産自動車	輸送用機 器	28,500	1,052.74	30,003,090	920.00	26,220,000	2.40
23	日本	株式	ブレナス	小売業	10,500	1,697.77	17,826,585	2,399.00	25,189,500	2.30
24	日本	株式	ナフコ	小売業	15,900	1,689.18	26,857,962	1,520.00	24,168,000	2.21

\* 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(種類別及び業種別投資比率)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
----	-------	----	---------

株式	国内	食料品	4.15
		医薬品	5.33
		ガラス・土石製品	6.54
		鉄鋼	2.70
		機械	2.89
		電気機器	10.39
		輸送用機器	8.45
		電気・ガス業	6.73
		陸運業	8.98
		情報・通信業	3.09
		小売業	14.32
		銀行業	19.28
		投資証券	
合計		98.08	

\* 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

ファンドの各計算期間末日及び平成26年3月末前1年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

期別	純資産総額（円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第2計算期間末（平成16年 8月16日）	1,643,709,324	1,706,634,171	10,449	10,849
第3計算期間末（平成17年 8月15日）	2,118,861,992	2,191,535,233	11,662	12,062
第4計算期間末（平成18年 8月14日）	3,805,912,807	3,953,025,600	12,935	13,435
第5計算期間末（平成19年 8月14日）	5,203,186,408	5,322,421,657	13,091	13,391
第6計算期間末（平成20年 8月14日）	4,349,299,040	4,392,316,672	10,111	10,211
第7計算期間末（平成21年 8月14日）	3,476,503,695	3,476,503,695	8,805	8,805
第8計算期間末（平成22年 8月16日）	2,673,946,402	2,673,946,402	7,726	7,726
第9計算期間末（平成23年 8月15日）	1,453,983,933	1,453,983,933	7,508	7,508
第10計算期間末（平成24年 8月14日）	1,074,719,501	1,074,719,501	7,410	7,410
第11計算期間末（平成25年 8月14日）	1,117,841,249	1,227,678,061	10,177	11,177
第12中間計算期間末（平成26年 2月14日）	1,089,154,630		10,312	
平成25年 3月末日	1,269,184,281		10,221	
4月末日	1,487,442,229		11,378	
5月末日	1,357,879,918		10,889	
6月末日	1,333,454,602		10,769	
7月末日	1,188,664,933		10,823	

8月末日	1,186,844,873		9,846	
9月末日	1,283,917,210		10,656	
10月末日	1,264,743,599		10,520	
11月末日	1,230,710,787		10,878	
12月末日	1,194,105,659		11,281	
平成26年 1月末日	1,132,316,051		10,726	
2月末日	1,096,394,910		10,605	
3月末日	1,094,647,826		10,622	

\* 基準価額は1万口当たり

#### 【分配の推移】

期	計算期間	分配金（円）
第2計算期間末	平成15年 8月15日～平成16年 8月16日	400
第3計算期間末	平成16年 8月17日～平成17年 8月15日	400
第4計算期間末	平成17年 8月16日～平成18年 8月14日	500
第5計算期間末	平成18年 8月15日～平成19年 8月14日	300
第6計算期間末	平成19年 8月15日～平成20年 8月14日	100
第7計算期間末	平成20年 8月15日～平成21年 8月14日	0
第8計算期間末	平成21年 8月15日～平成22年 8月16日	0
第9計算期間末	平成22年 8月17日～平成23年 8月15日	0
第10計算期間末	平成23年 8月16日～平成24年 8月14日	0
第11計算期間末	平成24年 8月15日～平成25年 8月14日	1,000

\* 分配金は1万口当たり

#### 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第2計算期間末	平成15年 8月15日～平成16年 8月16日	8.1
第3計算期間末	平成16年 8月17日～平成17年 8月15日	15.4
第4計算期間末	平成17年 8月16日～平成18年 8月14日	15.2
第5計算期間末	平成18年 8月15日～平成19年 8月14日	3.5
第6計算期間末	平成19年 8月15日～平成20年 8月14日	22.0
第7計算期間末	平成20年 8月15日～平成21年 8月14日	12.9
第8計算期間末	平成21年 8月15日～平成22年 8月16日	12.3
第9計算期間末	平成22年 8月17日～平成23年 8月15日	2.8
第10計算期間末	平成23年 8月16日～平成24年 8月14日	1.3
第11計算期間末	平成24年 8月15日～平成25年 8月14日	50.8
第12中間計算期間末	平成25年 8月15日～平成26年 2月14日	1.3

\*各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。ただし、第1期については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

#### （４）【設定及び解約の実績】

当ファンドの各計算期間における設定及び解約の実績は次の通りです。

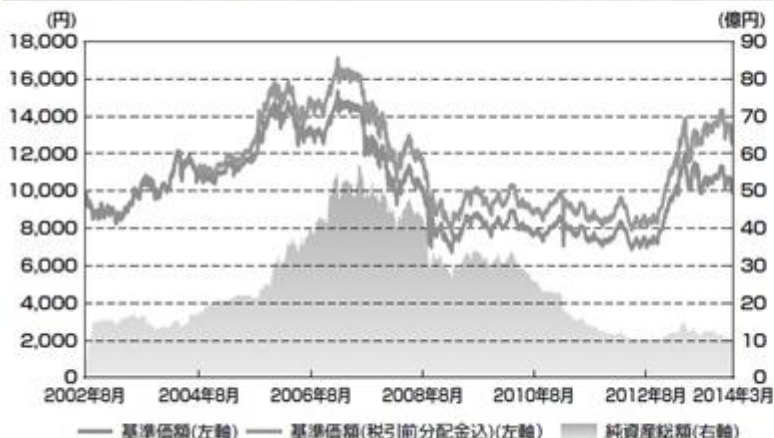
期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第2計算期間末	平成15年 8月15日～平成16年 8月16日	537,813,738	614,383,165
第3計算期間末	平成16年 8月17日～平成17年 8月15日	686,886,939	443,177,082
第4計算期間末	平成17年 8月16日～平成18年 8月14日	1,610,041,446	484,616,614
第5計算期間末	平成18年 8月15日～平成19年 8月14日	2,201,167,218	1,168,914,783
第6計算期間末	平成19年 8月15日～平成20年 8月14日	396,673,205	69,418,220
第7計算期間末	平成20年 8月15日～平成21年 8月14日	50,979,616	404,193,062
第8計算期間末	平成21年 8月15日～平成22年 8月16日	4,514,064	492,300,747
第9計算期間末	平成22年 8月17日～平成23年 8月15日	5,653,586	1,529,815,617
第10計算期間末	平成23年 8月16日～平成24年 8月14日	4,991,552	491,166,310
第11計算期間末	平成24年 8月15日～平成25年 8月14日	84,017,636	436,075,895
第12中間計算期間末	平成25年 8月15日～平成26年 2月14日	119,452,985	161,613,183

（注1）本邦以外における設定、解約はありません。

（注2）第1期計算期間の設定総額（口）には、当初募集期間中の販売口数を含みます。

#### <参考情報> 運用実績（2014年3月31日現在）

##### 基準価額・純資産の推移



※「基準価額(税引前分配金込)」は、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しております。  
 ※基準価額は、信託報酬控除後です。

基準価額	10,622円
純資産総額	10.9億円

※基準価額は1万口当たり

##### 分配の推移

2009年8月	0円
2010年8月	0円
2011年8月	0円
2012年8月	0円
2013年8月	1,000円
設定来累計	2,700円

※1万口当たり(税引前)

## 主要な資産の状況

### ●投資状況

資産の種類	国名	純資産比率(%)
株式	日本	92.85
投資証券	日本	5.23
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.92
合計		100.00

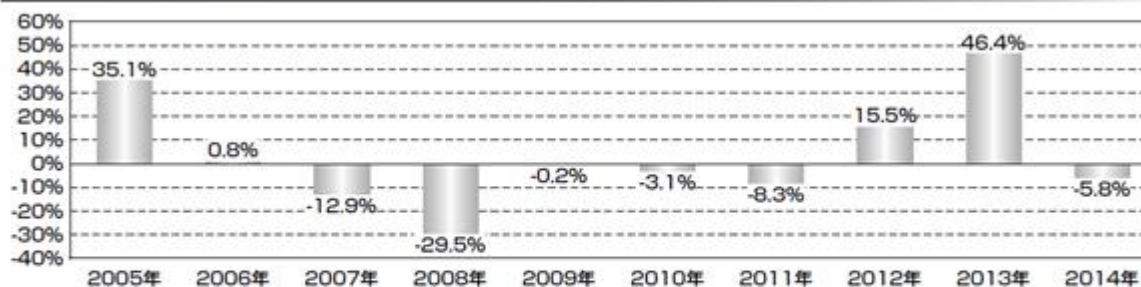
### ●組入上位10銘柄

順位	種類	地域	銘柄名	業種	純資産比率(%)
1	株式	日本	コスモス薬品	小売業	6.83
2			TOTO	ガラス・土石製品	6.54
3			安川電機	電気機器	6.52
4			ふくおかフィナンシャルグループ	銀行業	5.97
5			久光製薬	医薬品	5.33
6	投資証券		福岡リート投資法人	-	5.23
7	株式	日本	西日本シティ銀行	銀行業	4.92
8			山九	陸運業	4.60
9			西日本鉄道	陸運業	4.38
10			肥後銀行	銀行業	4.27

※純資産比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

※当該銘柄は当ファンドの説明のためのものであり、当社が取得申込みの勧誘を行うものではありません。

## 年間収益率の推移



※年間収益率を暦年ベースで表示しております。2014年は年初から3月末までの収益率です。

※収益率は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しております。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

\*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

\*運用実績は、別途月次等で適時開示しており、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### <訂正前>

（略）

お申込手数料は、2.1%（税抜 2.0%）を上限に販売会社が定めるものとします。

ただし、収益分配金を再投資する場合及び他の投資信託が当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

当該申込手数料にかかる消費税等相当額が含まれています。なお、消費税率が8%となった場合は、2.16%となります。

（以下略）

#### <訂正後>

（略）

お申込手数料は、2.16%（税抜 2.0%）を上限に販売会社が定めるものとします。

ただし、収益分配金を再投資する場合及び他の投資信託が当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

当該申込手数料にかかる消費税等相当額が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（以下略）

### 第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」につきまして、「1 財務諸表」の後に、以下の中間財務諸表を追加・更新します。

#### <追加・更新後>

#### 中間財務諸表

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期中間計算期間（平成25年8月15日から平成26年2月14日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。



中間財務諸表  
九州特化型日本株式ファンド  
(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

		第12期中間計算期間末 (平成26年2月14日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン		37,030,049
株式		1,000,336,600
投資証券		58,581,000
未収配当金		793,200
未収利息		40
流動資産合計		1,096,740,889
資産合計		1,096,740,889
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬		516,420
未払委託者報酬		6,455,120
その他未払費用		614,719
流動負債合計		7,586,259
負債合計		7,586,259
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	*1,*2	1,056,207,922
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )		32,946,708
(分配準備積立金)		-
元本等合計		1,089,154,630
純資産合計		1,089,154,630
負債純資産合計		1,096,740,889

## ( 2 ) 【中間損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第12期中間計算期間 (自 平成25年8月15日 至 平成26年2月14日)
<b>営業収益</b>	
受取配当金	9,872,308
受取利息	7,822
有価証券売買等損益	21,129,859
その他収益	789
営業収益合計	31,010,778
<b>営業費用</b>	
受託者報酬	516,420
委託者報酬	6,455,120
その他費用	614,719
営業費用合計	7,586,259
営業利益又は営業損失( )	23,424,519
経常利益又は経常損失( )	23,424,519
中間純利益又は中間純損失( )	23,424,519
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	9,556,411
期首剰余金又は期首欠損金( )	19,473,129
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,476,471
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,476,471
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,871,000
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,871,000
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	32,946,708

## (3) 【中間注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の 評価基準及 び評価方法	株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評 価しております。時価評価にあたっては、 金融商品取引所等における最終相場（最終 相場のないものについては、それに準ずる 価額）、又は金融商品取引業者等から提示 される気配相場に基づいて評価しておりま す。
-------------------------	---

## (中間貸借対照表に関する注記)

第12期中間計算期間末 (平成26年2月14日現在)	
*1 期首元本額	1,098,368,120円
期中追加設定元本額	119,452,985円
期中解約元本額	161,613,183円
*2 中間計算期間末における受益権の総数	1,056,207,922口

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

第12期中間計算期間末 (平成26年2月14日現在)	
1. 中間貸借対 照表計上額、 時価及びこれ らの差額	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末の時価で計上 しているため、その差額はありませぬ。
2. 時価の算定 方法	(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載 しております。  (2) デリバティブ取引  (3) 上記以外の金融商品  コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務について は、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時 価としております。

## (有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（一口当たり情報に関する注記）

第12期中間計算期間末 （平成26年2月14日現在）	
一口当たり純資産額	1.0312 円
（一万口当たり純資産額	10,312 円）

## 2【ファンドの現況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

<訂正・更新後>

【純資産額計算書】平成26年3月31日

資産総額	1,097,694,899円
負債総額	3,047,073円
純資産総額( - )	1,094,647,826円
発行済数量	1,030,586,876口
1口当たり純資産額( / )	1.0622円

**第三部【委託会社等の情報】****第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】****<訂正前>**

- a. 資本金の額（平成25年9月末現在）  
（略）
- b. 委託会社等の機構（平成25年9月末現在）  
（以下略）

**<訂正後>**

- a. 資本金の額（平成26年3月末現在）  
（略）
- b. 委託会社等の機構（平成26年3月末現在）  
（以下略）

**2【事業の内容及び営業の概況】**

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

**<訂正・更新後>**

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（平成26年3月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額（単位：億円）
追加型株式投資信託	44	1,724
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	19	215
単位型公社債投資信託	12	211
合計	75	2,152

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

### 3【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」につきまして、該当部分を以下内容に更新・訂正するとともに、末尾に「中間財務諸表」を追加します。

#### <更新・訂正後>

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。第16期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）に係る中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

## 中間財務諸表

## ( 1 ) 中間貸借対照表

期別		第16期中間会計期間末 (平成25年 9月30日現在)	
資産の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
流動資産			
預金			628,818
前払費用			30,990
未収委託者報酬			455,104
未収運用受託報酬			168,521
未収投資助言報酬			121,370
未収収益			417,155
未収入金			231,183
立替金			7,316
その他			1,942
流動資産計			2,062,404
固定資産			
有形固定資産			142,061
建物	* 1	139,861	
器具備品	* 1	2,200	
無形固定資産			2,179
ソフトウェア		2,179	
投資その他の資産			21,545
長期差入保証金		15,545	
その他		6,000	
固定資産計			165,787
資産合計			2,228,191

期別		第16期中間会計期間末 (平成25年 9月30日現在)	
負債の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
流動負債			
預り金			39,527
未払金			770,141
未払手数料		249,699	
未払委託調査費		242,330	
その他未払金		278,112	
未払費用			334,109
未払法人税等			1,899
未払消費税等	* 2		10,517
賞与引当金			71,613
役員賞与引当金			28,400
流動負債計			1,256,209
固定負債			
繰延税金負債			13,391
退職給付引当金			305,992
役員退職慰労引当金			149,461
資産除去債務			42,996
固定負債計			511,842
負債合計			1,768,051
純資産の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
株主資本			
資本金			100,000
資本剰余金			548,303
資本準備金		257,777	
その他資本剰余金		290,526	
利益剰余金			188,163
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		188,163	
株主資本合計			460,139
純資産合計			460,139
負債・純資産合計			2,228,191



## ( 2 ) 中間損益計算書

期別		第16期中間会計期間 自平成25年 4月 1日 至平成25年 9月30日			
		科目	注記 番号	内訳	金額
				千円	千円
営業収益					
委託者報酬					1,109,596
運用受託報酬					266,621
投資助言報酬					84,899
その他営業収益					469,889
営業収益計					1,931,006
営業費用					
支払手数料					479,605
広告宣伝費					1,803
調査費					336,351
調査研究費			32,844		
委託調査費			303,507		
委託計算費					69,245
営業雑経費					26,647
印刷費			24,468		
協会費			2,179		
営業費用計					913,652
一般管理費					
給料					508,705
役員報酬			49,348		
給料・手当			459,357		
業務委託費					291,505
交際費					1,216
旅費交通費					11,758
租税公課					777
不動産賃借料					118,940
賞与引当金繰入額					54,464
役員賞与引当金繰入額					8,676
退職給付費用					39,578
役員退職慰労引当金繰入額					1,450
固定資産減価償却費	* 1				6,865
のれん償却費					43,571
諸経費					83,152
一般管理費計					1,170,662
営業損失					153,307

期別		第16期中間会計期間 自平成25年 4月 1日 至平成25年 9月30日	
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
営業外収益			
受取利息			1
為替差益			5,130
雑益			8,616
営業外収益計			13,748
営業外費用			
雑損失			12,309
営業外費用計			12,309
経常損失			151,869
特別損失			
割増退職金			37,649
特別損失計			37,649
税引前中間純損失			189,519
法人税、住民税及び事業税		1,900	
法人税等調整額		3,255	1,355
中間純損失			188,163

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第16期中間会計期間  
自 平成25年 4月 1日  
至 平成25年 9月30日

(単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高	100,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	100,000
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高	257,777
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	257,777
その他資本剰余金	当期首残高	1,128,140
	当中間期変動額	欠損填補 837,614
	当中間期末残高	290,526
資本剰余金合計	当期首残高	1,385,918
	当中間期変動額	欠損填補 837,614
	当中間期末残高	548,303
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	837,614
	当中間期変動額	欠損填補 837,614
		中間純損失 188,163
		当中間期変動額合計 649,450
	当中間期末残高	188,163
利益剰余金合計	当期首残高	837,614
	当中間期変動額	欠損填補 837,614
		中間純損失 188,163
		当中間期変動額合計 649,450
	当中間期末残高	188,163
株主資本合計	当期首残高	648,303
	当中間期変動額	中間純損失 188,163
		当中間期変動額合計 188,163
	当中間期末残高	460,139
純資産合計	当期首残高	648,303
	当中間期変動額	188,163
	当中間期末残高	460,139

## 重要な会計方針

<p>第16期中間会計期間 自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日</p>	
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、耐用年数は、建物については主として6年～18年、器具備品については主として3年～17年であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）としております。 また、のれんについては5年間の期間均等償却にしております。</p>
<p>3. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員への退職金の支出に備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金の当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
<p>4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
<p>5. その他中間財務諸表作成のための重要な事項</p>	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

## 注記事項

## (中間貸借対照表関係)

第16期中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)	
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。	
建物	24,419千円
器具備品	7,578千円
* 2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の未払消費税等として表示しております。	

## (中間損益計算書関係)

第16期中間会計期間 自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日	
* 1 減価償却実施額	
有形固定資産	6,339千円
無形固定資産	526千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

第16期中間会計期間 自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間 末株式数(株)
普通株式	19,000	-	-	19,000
2. 配当に関する事項		該当事項はありません。		

## (リース取引関係)

第16期中間会計期間 自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日	
1. ファイナンス・リース取引は重要性が低いいため、注記を省略しております。	
2. オペレーティング・リース取引は次の通りであります。	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料 (借主側)	
1年内	5,741 千円
1年超	5,741 千円
合計	11,483 千円

## (金融商品関係)

第16期中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)			
金融商品の時価等に関する事項 平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。 (単位:千円)			
科 目	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	628,818	628,818	-
未収委託者報酬	455,104	455,104	-
未収運用受託報酬	168,521	168,521	-
未収投資助言報酬	121,370	121,370	-
未収収益	417,155	417,155	-
未収入金	231,183	231,183	-
資産計	2,022,154	2,022,154	-
未払手数料	249,699	249,699	-
未払委託調査費	242,330	242,330	-
その他未払金	278,112	278,112	-
未払費用	334,109	334,109	-
負債計	1,104,250	1,104,250	-
<p>(注1)金融商品の時価の算定方法</p> <p>(1)預金 預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(2)未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益 これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(3)未収入金 これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(4)未払手数料、未払委託調査費 これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(5)その他未払金、未払費用 これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>			

## (有価証券関係)

第16期中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)	
重要性が低いため記載を省略しております。	

## (デリバティブ取引関係)

第16期中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)	
該当事項はありません。	

## （資産除去債務関係）

第16期中間会計期間 自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日	
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	52,926千円
時の経過による調整額	315千円
資産除去債務の履行による減少額	<u>10,244千円</u>
当中間会計期間末残高	42,996千円

## （セグメント情報等）

第16期中間会計期間 自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日				
（セグメント情報） 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
（関連情報） 1. 製品及びサービスごとの情報				
（単位：千円）				
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への 営業収益	1,109,596	351,521	469,889	1,931,006
2. 地域ごとの情報				
(1)営業収益				
（単位：千円）				
日 本	オランダ	ルクセンブルク	その他	合計
1,349,971	259,413	155,276	166,345	1,931,006
(注)投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。				
(2)有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の合計が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。				
3. 主要な顧客ごとの情報				
（単位：千円）				
顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名		
BNPパリバ・ブラジル・ ファンド（株式型）	198,635	なし		
BNPパリバ・トルコ株式ファ ンド（適格機関投資家専用）	153,135	なし		
BNPパリバ インベストメン ト・パートナーズ・ オランダNV	259,413	なし		
(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				

## (1株当たり情報)

第16期中間会計期間	
自 平成25年4月 1日	
至 平成25年9月30日	
1株当たり純資産額	24,217円
1株当たり中間純損失	9,903円
1株当たり中間純損失の算定上の基礎	
中間純損失	188,163千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	188,163千円
期中平均株式数	普通株式 19,000株
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。	



## 独立監査人の中間監査報告書

平成26年4月2日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている九州特化型日本株式ファンドの平成25年8月15日から平成26年2月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、九州特化型日本株式ファンドの平成26年2月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年8月15日から平成26年2月14日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月14日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 嘉雄	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### その他の事項

会社の平成24年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成24年6月20日付けで無限定適正意見を表明している。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

次へ



## 独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月13日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 嘉雄	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)